

**日程第27 請願第17号 集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願について**

○議長（石橋英和君）日程第27 請願第17号 集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る平成26年12月4日の本会議において、本委員会に付託された、請願第17号 集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願について を審査するため、平成26年12月5日と3月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

請願第17号の主旨は、安倍内閣は、「我が国は、国際法上、集団的自衛権を有してはいるものの、憲法第9条のもとにおいてはその権利を行使することは許されない」とした、これまでの政府見解を180度転換し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、これに沿った法整備を行おうとしている。日本国憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献することが、日本の進むべき道であり、憲法解釈の変更によって集団的自衛権を行使することのないよう求める意見書を政府に提出するよう求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、世論調査の結果、特に若い世代の多くは、このことに対し

て不安があるとのことだが、そのような反応が大きくなっているか とのただしがあり、若い男性が、父親から、戦争になったらおまえも戦場に行かなければならなくなると言われたことをきっかけに、戦争のない、戦争に向かわない社会を築かなければいけないと思い、いろいろな行動を始めたという事例があると聞いている との答弁がありました。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願に、委員会では不採択となりましたが、賛成の立場で討論を行います。

本請願は、解釈改憲によって集団的自衛権を行使しないよう求める意見書を政府に提出していただきたいというものです。安倍内閣は、昨年7月に集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。これは、歴代自民党政府が集団的自衛権について、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義し、我が国が国際法上、このような集団的自衛権を有している

ことは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきたものを180度転換するものです。

3月18日に、自民、公明両党は、集団的自衛権の行使容認閣議決定を具体化する関連法案の骨格について実質合意をしました。法制の主な柱立ては、1、武力行使する米軍その他の軍隊の後方支援を、いつでも、世界中のどこでも、どんなケースでも可能にする自衛隊海外派兵の恒久法を制定。2、米国の戦争に参加する集団的自衛権行使の根拠を自衛隊法などに創設。3、国連PKOや他国領域内での治安維持活動のための派兵法制定です。政府は与党協議を踏まえ、5月の大型連休明けに関連法案を国会に一括提出する方向です。日本国憲法と第9条は、戦後の日本を戦争のない国にし、戦争によって殺したり、殺されたりしない平和を実現してきました。今の時

代こそ憲法を生かして、アジアと世界の平和に貢献することが日本の進むべき道だと考えます。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（石橋英和君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第17号 集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立少数であります。

よって、請願第17号は不採択と決しました。